墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２９年９月２９日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第３７号

墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立竪川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例（平成２９年墨田区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

「第１２条第１０号」を「第１２条第２項第１０号」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。